

平成20年11月版

教員免許更新制の実施について（平成21年3月31日までに普通免許状又は特別免許状を授与された現職教員等の方々へ）

～教員免許更新制の実施に伴う免許状更新講習の受講、諸手続の流れ～

文部科学省

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2:昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

例3:平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された学校栄養職員の方は、この表の③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、学校栄養職員には免許状更新講習受講義務はなく、期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しません。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行うことは可能です。

○教員免許更新制の実施について

教育の成否は教員の資質能力が鍵といわれるように、国民の教員に対する期待は高いものがあります。

教員免許更新制は、すべての教員が、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものとして、平成21年4月から導入されることとなりました。

※教員免許更新制は不適格教員を排除することを目的としたものではありません。

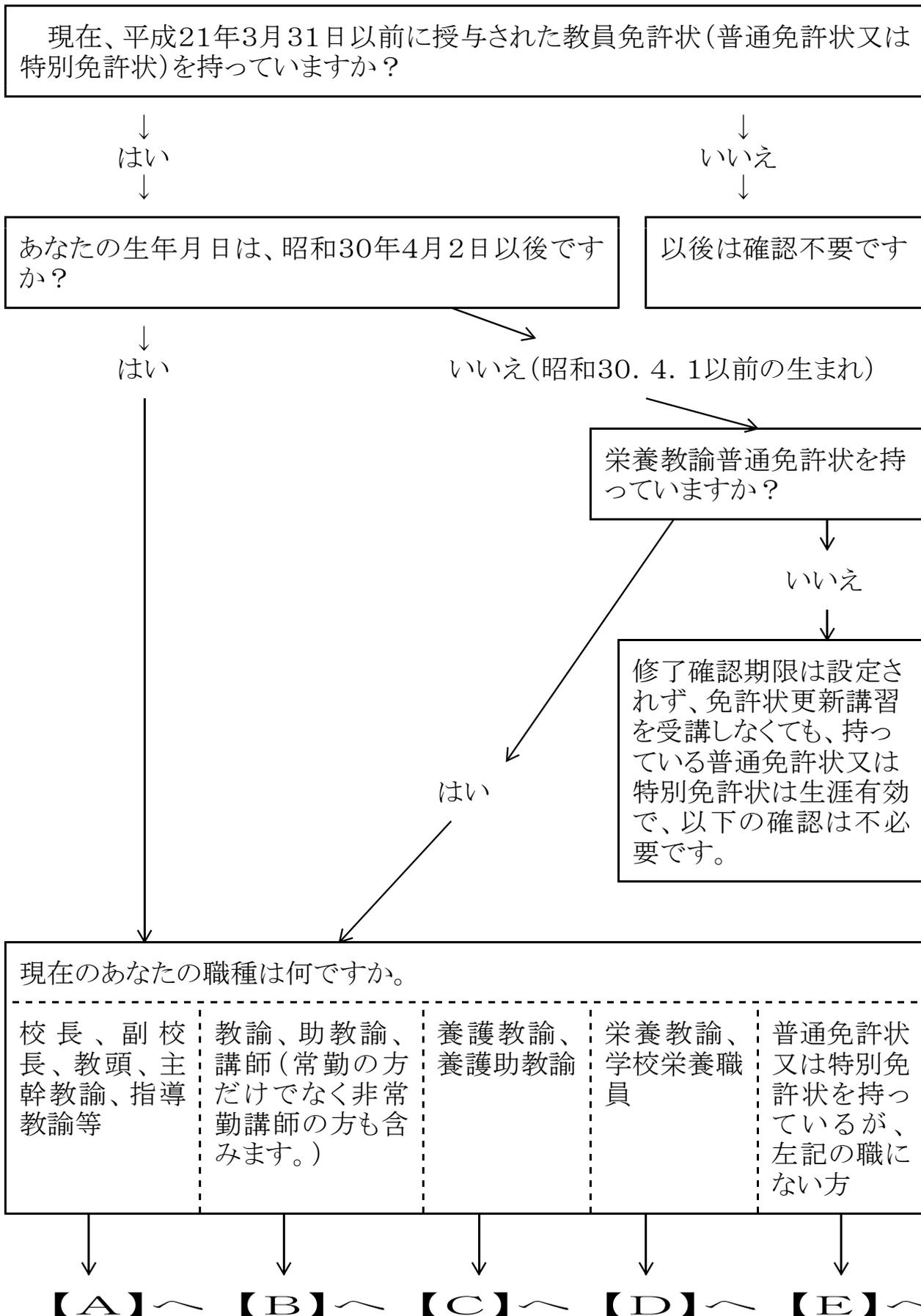
制度の導入により、平成21年3月31日までに教員免許状(普通免許状又は特別免許状)を取得して、平成21年4月以降、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常勤及び非常勤)の職により勤務する方々は、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、一定の手続等を行うことが必要となります。

本資料は、平成21年3月31日までに教員免許状(普通免許状又は特別免許状)を取得した方々を対象として、免許状更新講習の課程の修了や免許管理者への手続等についてをフローチャート形式により記載したものです。それぞれの職や状況に応じてご確認ください。

簡略版はP. 4～P. 9、詳細版はP. 10～です。

【簡略版】

おおまかな流れについては、以下に沿ってご確認ください。



【A】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等のいずれかの職にある方は、免許管理者に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。



各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。



免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることとなります(持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

【B】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状又は特別免許状(養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

【C】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っている養護教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、養護教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

【D】

表2(P. 2)を見て、栄養教諭普通免許状を授与された日から最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っている栄養教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、栄養教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※栄養教諭で一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

※なお、学校栄養職員の方は、各自の修了確認期限までに上記の手続を行わなくても持っている免許状は失効しませんが、修了確認期限を過ぎて栄養教諭等になる場合には【E】(P. 9)と同様の手続が必要となります。

[E]

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



修了確認期限までに講習を修了することの義務は課されていませんので、講習を修了せずに修了確認期限を過ぎても、持っている免許状は失効しません。ただし、各自の判断で修了確認期限までに講習を受講することは可能であるため、講習を修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。手続は【B】(P. 6)を参考にしてください。

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時まで講習を修了し、免許管理者から講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。

免許管理者:学校、教育委員会等に勤務されていない方の場合は、各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会となります。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して「確認」の申請をします。



免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

【 詳 糸 田 片 反 】

以下に沿ってご確認ください。

【1】現在、平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っていますか？

※教員の免許状は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状があります。

○持っている方・・・教員免許更新制の対象となりますので以下を確認ください。

※平成21年3月31日までに普通免許状又は特別免許状を授与された方は、平成21年4月以降に更新講習修了確認手続き等を終えた場合や別の免許状を授与をされた場合にも、持っている免許状や別に新たに授与された免許状に有効期間が付されることはありません。

○持っていない方(助教諭臨時免許状又は養護助教諭臨時免許状のみを持っている方も含まれます。)で、今後も普通免許状又は特別免許状を取得しない方
・・・教員免許更新制の対象とならず、以下の確認は不必要です。

○持っていない方(助教諭臨時免許状又は養護助教諭臨時免許状のみを持っている方も含まれます。)で、平成21年4月1日以降に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている方

・・・免許状に有効期間が付されますので、その有効期間の満了日(複数の免許状を持っている場合は、最も遅く満了する日)までに更新の手続きが必要となります。

※これらの方々については、本資料では説明しておりません。

※助教諭臨時免許状を授与され助教諭として勤めている方でも、平成21年3月31日までに普通免許状又は特別免許状を授与されている場合は対象となります。

例：小学校助教諭臨時免許状により小学校助教諭として勤務しているが、養護教諭普通免許状を平成10年3月20日に授与されている方は教員免許更新制の対象となります。



【2】あなたの生年月日は、昭和30年4月1日以前ですか？

○昭和30年4月2日以降の方・・・それぞれに修了確認期限が設定されますので以下を確認ください。

○昭和30年4月1日以前の方・・・栄養教諭普通免許状を持っている方以外は修了確認期限は設定されませんので、免許状更新講習を受講しなくても、持っている普通免許状又は特別免許状は生涯有効です。このため、以下の確認は不必要です。(栄養教諭普通免許状を持っている方

は、その職にかかわらず最初の修了確認
期限が設定されますので以下を確認くださ
い。)



【3】現在(平成21年4月現在)のあなたの職種は何ですか？

(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は下記の①～③のいずれかに
該当する方は**【A】**(P. 12)へ

① 指導主事(充て指導主事も含む。以下同じ。)、社会教育主事その他教育
委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に
関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

② 地方公共団体の職員であって免許管理者が定める者

③ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を
設置する国立大学法人又は学校法人の役員(学校法人理事等)又は職員
であって免許管理者が定める者

(2) 教諭、助教諭、講師(常勤の方だけでなく非常勤講師の方も含みます。)の
方は**【B】**(P. 16)へ

(3) 養護教諭、養護助教諭の方は**【C】**(P. 32)へ

(4) 栄養教諭、学校栄養職員の方は**【D】**(P. 42)へ

(5) 平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持って
いるが、上記(1)～(4)の職にない方は**【E】**(P. 56)へ

【A】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭又は下記の①～③のいずれかに該当する方は、

- ①指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者
- ②地方公共団体の職員であって免許管理者が定める者
- ③幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって、免許管理者が定める者

以下に沿って諸手続の流れをご確認ください。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

なお、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状に加えて栄養教諭普通免許状を持っている方、栄養教諭普通免許状のみを持っている方は、栄養教諭普通免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2を見て確認ください。

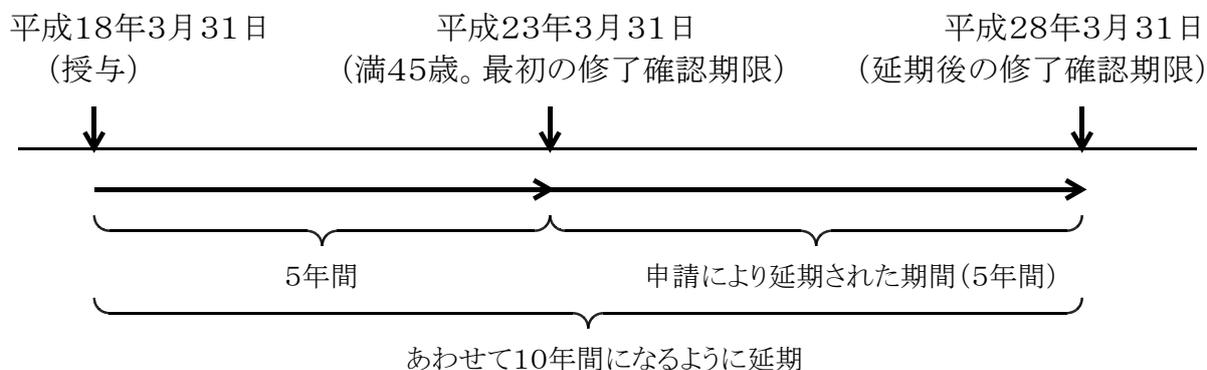
例1:昭和40年5月3日生まれの指導教諭で、昭和63年3月20日に授与された教諭の免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭の免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

例2:昭和38年5月3日生まれの主幹教諭で、昭和61年3月20日に授与された教諭の免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭の免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成31年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

また、他の教諭の普通免許状又は特別免許状(他の教科、学校種の免許状)、養護教諭普通免許状を平成21年4月1日以降に授与された場合又は各自の修了確認期限が所持している教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えていない場合は、各自の申請により免許管理者が定める期間(所持している教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状の授与の日(2以上の免許状を所持している場合には、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から起

算して10年)内で修了確認期限を延期することができます。(【B—②】(P. 28)参照)

例:昭和40年5月3日生まれの中学校主幹教諭で、昭和63年3月20日に授与された中学校教諭(数学)普通免許状に加えて平成18年3月31日に中学校(理科)普通免許状を授与された方は、免許管理者への申請により最初の修了確認期限を平成23年3月31日から平成28年3月31日まで延期することができます。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、

- ①校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭
- ②指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- ③地方公共団体の職員であって免許管理者が定める者
- ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

のいずれかの職にある方は、最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に自分が勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

申請時期の例1:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方で、平成21年4月1日から平成23年1月31日の間に校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかである場合には、当該期間内の校長等である期間に申請

申請時期の例2:最初の修了確認期限が平成24年3月31日の方で、平成22年2月1日から平成24年1月31日の間に県教育委員会の指導主事である場合には、当該期間内の指導主事である期間に申請

免許管理者の例1: A 県内の小学校に主幹教諭として勤務する場合は A 県教育委員会が免許管理者

免許管理者の例2: B 府内の C 町教育委員会の指導主事として勤務する場合は B 府教育委員会が免許管理者

免許状更新講習の受講免除の認定を受けるためには、必ず各自が受講免除の認定の申請を行うこと、その申請の際に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等の職にあることが必要です(なお、最初の修了確認期限の2ヶ月前ま

での2年以内であれば、いつでも申請を行うことができます。)

かつてこれらの職にあっても、申請の時点でこれらの職になく、例えば、教諭になっている場合は、免除の認定を受けることはできず、【B — ①】(P. 17)の手続き等を行うこととなります。

例:最初の修了確認期限が平成24年3月31日の方で、平成22年2月1日に教頭であったが、平成22年4月1日に教諭となった場合には、平成22年2月1日から平成22年3月31日までの間であれば、申請を行い、受講免除の認定を受けることができますが、平成22年4月1日以降に申請した場合は認定されないため、平成24年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了することが必要となります。

また、校長等の職にある場合でも、免許管理者が最新の知識技能を十分に有していないと認める場合があります。その場合は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了し、更新講習修了確認を受けることが必要となりますので、【B — ①】(P. 17)に沿って行ってください。

なお、校長等の職にあっても受講免除の認定申請をしない場合は【B — ①】に沿って免許状更新講習の受講、修了、諸手続を行ってください。修了確認期限の延期を申請する場合は【B — ②】(P. 28)に沿って手続きを行ってください。



各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。



免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることとなります(持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方は、平成33年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成31年2月1日から平成33年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。この場合、平成21年度中に免許状更新講習受講免除の認定の通知を受けた場合でも、次回の修了確認期限は平成33年3月31日となります。

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されることとなります。このため、例えば、最初の修了確認期限の時点で満55歳の方で、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過す

る日の属する年度の末日となり、その時点で満65歳となっておりますが、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例：最初の修了確認期限が平成23年3月31日で、その時点で満55歳の方が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は平成33年3月31日となります。その日以降も普通免許状又は特別免許状によって教諭等として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成31年2月1日から平成33年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要です。次々回の修了確認期限は、平成43年3月31日となります。

[B]

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている 教諭、助教諭、講師の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭又は講師(常勤及び非常勤)の方々には以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

☆教諭、助教諭、講師の方は【**B — ①**】(P. 17)へ

☆教諭、助教諭、講師で下記の(1)～(3)に該当する方は【**B — ②**】(P. 28)へ

- (1)教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。
- (2)下記の①から⑥の「やむを得ない事由」により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(以下「免許管理者」といいます。))がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - ②地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - ③海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
 - ④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
 - ⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
- (3)下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与(※)された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭の免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
 - ③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

【B—①】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの教諭の方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

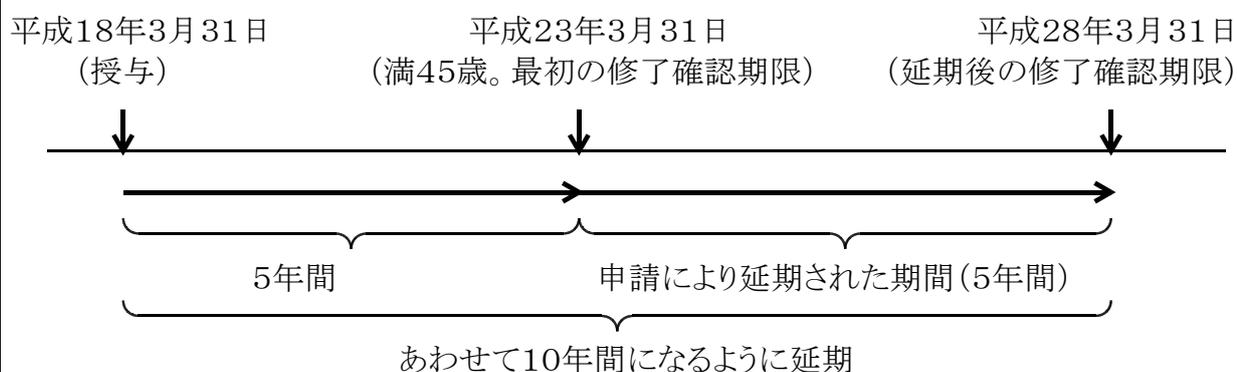
なお、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状に加えて栄養教諭普通免許状を持っている方は、栄養教諭普通免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2(P. 2)を見て確認ください。

例1:昭和40年5月3日生まれの小学校教諭で、昭和63年3月20日に授与された小学校教諭普通免許状に加えて平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

例2:昭和38年5月3日生まれの小学校教諭で、昭和61年3月20日に授与された小学校教諭普通免許状に加えて平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成31年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

また、他の教諭の普通免許状又は特別免許状(他の教科、学校種の免許状)、養護教諭普通免許状を平成21年4月1日以降に授与された場合又は各自の修了確認期限が所持している教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えていない場合は、各自の申請により免許管理者が定める期間(所持している教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状の授与の日(2以上の免許状を所持している場合には、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から起算して10年)内で修了確認期限を延期することができます。(【B—②】(P. 28)参照)

例:昭和40年5月3日生まれの中学校教諭で、昭和63年3月20日に授与された中学校教諭(数学)普通免許状に加えて平成18年3月31日に中学校(理科)普通免許状を授与された方の場合、免許管理者への申請により最初の修了確認期限を平成23年3月31日から平成28年3月31日まで延期することができます。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。

例:最初の修了確認期限が平成24年3月31日である場合は、平成22年2月1日から平成24年1月31日までの間が受講期間

(注意):最初の修了確認期限が平成23年3月31日である場合は、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間が受講期間となります。

上記の受講期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講し、その課程を修了することが必要です。

なお、下記の①又は②に該当する方は、

①各自の免許状更新講習受講期間中に大学等が開設する免許状更新講習の講師となった方(講習で教授した時間は問わない)

②免許管理者が指定する優秀教員表彰を受けた日が修了確認期限前の10年の期間内である方

【 A 】(P. 12)の校長等と同様に、最初の修了確認期限から2ヶ月前までに自分が勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

例1:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方で、平成21年8月に免許状更新講習の講師となった。

例2:最初の修了確認期限が平成24年3月31日の方で、平成20年2月に免許管理者が指定する文部科学大臣優秀教員表彰を受けた。



免許状更新講習は、教職課程を置く大学などが、文部科学大臣の認定を受けて開設することとなっており、文部科学大臣が認定した免許状更新講習は、文部科学省のホームページに一覧を掲載する予定です。

この文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、

①「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)

②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)をあわせて30時間以上受講し、修了することが必要です。

講習の開設形態は、①に関する内容を12時間以上、②に関する内容を18時間以上、あわせて30時間以上教授する講習が開設される場合もあれば、①に関する内容を12時間以上教授する講習、②に関する内容を6時間以上、12時間以上、18時間以上のいずれかの時間数で教授する講習もあります。

免許状更新講習の受講形態は、まず、一つの大学等に通って、その大学等が開設する講習を30時間以上受講、修了することがあります。

これ以外にも、複数の大学等に通って、それらの大学等が開設する各講習を

合わせて30時間以上受講、修了することも可能です。この場合、①に関する講習については、一つの大学等が12時間以上のセットで開設しますので、一つの大学等でまとめて受講することとなります。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関する内容を12時間、②に関する内容を18時間教授する講習)を修了

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の教科の指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の教科の専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の生徒指導に関する講習(②に関する講習)を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時は「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時は「履修」としています。

なお、②に関する講習の受講に当たっては、教諭の職にある方は「教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です(※)。

※養護教諭普通免許状又は栄養教諭普通免許状を持っていても「教諭」を受講対象者とする講習を受講します。また、この講習に加えて、「養護教諭」、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することは必要ありません。

複数の教諭(教科)の免許状を持っている場合には、主に用いている又は用いることとなると考えられる免許状に対応した講習を受講することが望まれます。なお、生徒指導など各免許状に共通的な事項に関する講習を受講することも可能です。

例:小学校教諭一種普通免許状、中学校教諭一種普通免許状(理科)、高等学校教諭一種普通免許状(数学)を持っている高等学校の数学担当の教諭

A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を受講

B大学が開設する6時間の数学の指導法に関する講習(②に関する講習)を受講

C大学が開設する12時間の数学の専門知識に関する講習(②に関する講習)を受講

特別支援学校教諭の免許状を有する特別支援学校に勤務する教諭については、特別支援学校関係の講習を受講することが望まれます。

例:小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域を定めた)を持っている特別支援学校小学部に勤務する教諭

A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の視覚障害のある児童の心理に関する専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の視覚障害のある児童への指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の知的障害のある児童への指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

助教諭、講師の方は、教諭の職にある者ではないことから上記のような制限等はありません。受講する講習の内容は、持っている免許状の種類、職を踏まえて、各自の判断により受講してください。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに勤務する学校の校長などから、現在、教諭等として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。
受講前に免許状更新講習を開設する大学等による講習内容等に関する受講者の意向の把握のための調査があります。
受講後に免許状更新講習を開設する大学等による講習の効果等の調査があります。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定(履修認定)のための試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から免許状更新講習の課程の修了証明書(履修証明書)が発行されます。(複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。)

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の課程の修了証明書が発行されます。

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)を受講し、試験に合格した場合は、B大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、C大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了(履修)した場合には、各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して更新講習修了確認の申請をします。

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)の履修証明書

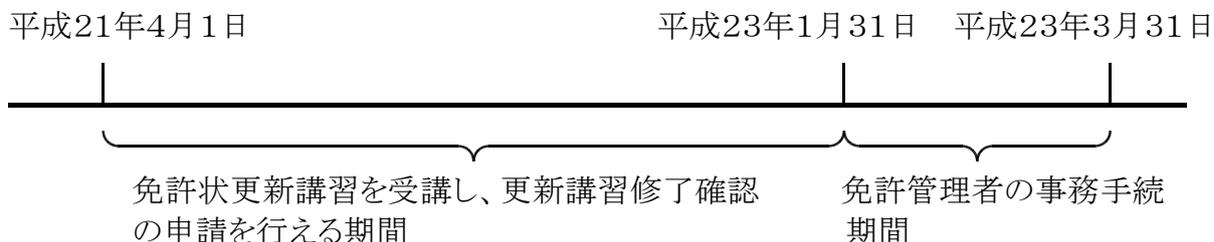
C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

} セットで添えて申請

この申請は、最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内のいつでも行えます。修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うこととしているのは、免許管理者の行う更新講習修了確認の事務手続に一定の時間が必要であるためです。申請の期限を過ぎると、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了していたとしても免許管理者に更新講習修了確認の事務手続を受け付けてもらえなくな

るのでご注意ください。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日である教諭等の方は、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請します。平成23年2月1日以降は申請を受け付けてもらえません。



更新講習修了確認の申請を行った免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。

これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状又は特別免許状(養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方は、平成33年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成31年2月1日から平成33年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。この場合、平成21年度中に更新講習修了確認を受けた場合でも、次回の修了確認期限は平成33年3月31日となります。

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されることとなります。このため、例えば、最初の修了確認期限の時点で満55歳の方で、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となり、その時点で満65歳となっていますが、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日で、その時点で満55歳の方が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は満65歳である平成33年3月31日となります。その日以降も教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状によって教諭、講師、養護教諭のいずれかの職として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成31年2月1日から平成33年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を

受ける必要があります。次々回の修了確認期限は、平成43年3月31日となります。

※ 教諭、講師の方は、以上の手続きを踏まないと、その教諭等が持っている教諭の普通免許状又は特別免許状(養護教諭普通免許状や栄養教諭普通免許状を持っている方はそれらの免許状も)が修了確認期限の日をもって失効し、教諭等の職を失うこととなり、免許状を免許管理者に返納することが必要となります。

※ 教諭の普通免許状や特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っている助教諭の方は、以上の手続きを踏まないと、それらの免許状は失効し、免許状を免許管理者に返納することが必要となりますが、助教諭臨時免許状は失効しないため、任命権者の判断により引き続き助教諭の職にあることができます。

例:小学校助教諭臨時免許状を授与されて小学校の助教諭として勤務している方で、その方が中学校教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状を持っている場合は、修了確認期限の日をもって中学校教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状は失効しますが、小学校助教諭臨時免許状は修了確認期限の日以後も有効であり(当該臨時免許状を授与された際の有効期間まで有効)、小学校助教諭として勤務することは可能です。

※ 教諭の普通免許状や特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っていない助教諭の方は、以上の手続きを踏む必要はありません。

※免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に伴って受講・修了認定を得ることが必要とされる30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされています。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力における理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

※ 予備講習について

【予備講習の概要】

平成21年4月からの教員免許更新制の実施にあたり、平成23年3月31日に最初の修了確認期限を迎える方は、平成20年度に文部科学大臣が指定した講習(以下「予備講習」という。)を受講し、履修認定を受けた場合には、平成21年4月1日から平成23年1月31日の間に免許管理者に申請することにより、免許状更新講習の受講の免除の認定を受けることができます。

※予備講習の内容は、免許状更新講習と同様に、

- ①「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項 (12時間以上)
- ②教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項(18時間以上)
に関する最新の知識技能を修得させるものとされています。

なお、②に係る講習は、教諭の方は教諭を対象とする講習、養護教諭の方は養護教諭を対象とする講習を受講する必要があります。

※免許管理者とは、教員免許状を持っている方が教諭等である場合は、勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会です。

【免許状更新講習の免除措置の対象となる方】

平成20年度に開設される予備講習を受講し、履修認定を受けることにより、免許状更新講習の受講の免除の認定を受けることができる方は、本年度の予備講習を受講する時点及び平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間の免除の認定申請を行う時点で、以下の(1)～(3)の条件を全て満たすことが必要です。(該当しない方も講習を開設する大学等の判断により受講することは可能ですが、「予備講習履修証明書」は発行されないため、免許状更新講習の受講の免除の認定は受けられません。)

- (1)平成21年3月31日までに授与された教諭、養護教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状を持っている方であること。
- (2)下記のいずれかの職にある方であること
 - ①国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含む。)
 - ②教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している方(指導主事、社会教育主事等)
 - ③地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者
- (3)平成23年3月31日が最初の修了確認期限である者(平成23年3月31日時点で満35歳(昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生まれ)、満45歳(昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれ)、満55歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ)の者)

※ただし、上記の(1)～(3)の全てを満たすものの下記の①～⑤のいずれかに該当する方は、予備講習を受講し、履修認定を受けなくても、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許管理者に免許状更新講習の受講の免除の認定の申請を行うことにより、免除の認定を受けることができます。

- ①平成21年4月1日以降の申請の時点で校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある方
- ②平成21年4月1日以降の申請の時点で教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している方(指導主事、社会教育

主事等)

- ③平成21年4月1日から申請の時点までに免許状更新講習の講師となった方
- ④平成21年4月1日以降の申請の時点で地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者
- ⑤免許管理者が定める優秀教員表彰を平成13年度以降に受けた方

【必要な手続き等の流れ】

《平成20年度》

○各大学等からの申請により、開設する講習について、文部科学大臣が「予備講習」として指定(指定した「予備講習」は、指定後に文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp>)や各大学等のホームページに掲載)。



○各教諭等が、各大学等のホームページを確認の上、受講を希望する「予備講習」を選択し、予備講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに勤務する学校の校長などから、現在、教諭等として勤務している旨の証明を行ってもらい、予備講習を開設する各大学等に受講申し込み。

「予備講習」は、平成21年度以降に開設される免許状更新講習と同様に、下記の①、②の双方又は①と②のいずれかに関するものが開設されます。

- ①「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)
- ②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

開設する大学によっては、①と②の双方に関する内容を教授する30時間の「予備講習」を開設する場合、①に関する12時間の「予備講習」を開設する場合、②に関する6時間、12時間、18時間のいずれかの「予備講習」を開設する場合があります。受講する場合の例としては下記のとおりであり、各自で受講する講習を選択し、複数の大学の講習を受講する場合には、各大学に受講を申し込むことが必要です。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関するものを12時間、②に関するものを18時間教授する講習)を受講

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を受講

B大学が開設する6時間の「教科の指導法に関する講習」(②に関する講習)を受講

C大学が開設する12時間の「教科の専門知識に関する講習」(②に関する講習)を受講

※「②教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」に関する講習の受講に当たっては、教諭の方は「教諭」を受講対象者としている講習、養護教諭の方は「養護教諭」を受講対象者としている講習を受講することが必要です。助教諭、講師、養護助教諭の方は、持っている免許状の種類、職を踏まえて、各自の判断により受講してください。

※「予備講習」を何時間履修するかは、各自の考え方等によるものであり、本年度中に必ず30時間以上受講し、履修認定を受けなければいけないものではありません。



○各大学等が受講者を決定。



○受講者は各大学等で「予備講習」を受講し、各講習ごとに試験による成績審査により予備講習の履修認定を受ける。

○各大学等は履修認定された受講者に「予備講習履修証明書」を発行。

《平成21・22年度》

申請の時点で、下記の①～③のいずれかの職にある方であることが必要です。

- ①国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含む。)
- ②教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している方(指導主事、社会教育主事等)
- ③地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

※平成20年度に受講した時点で上記の①～③のいずれかの職にあつて、30時間以上の「予備講習」を受講し、「予備講習履修証明書」を受けたとしても、平成21年4月以降の申請の時点で上記の①～③のいずれかの職にない場合(例えば、教諭を退職して企業に勤務している場合)は、免許状更新講習受講免除の認定の申請を行うことはできません。また、「予備講習履修証明書」では更新講習修了確認を受けることができません。

各受講者は平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて(予備講習を30時間以上履修していない方については、不足する時間数分の免許状更新講習を平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に履修し、免許状更新講習

履修証明書を添付。)、免許管理者に免許状更新講習受講免除の認定を申請。

例1:平成20年度に「予備講習」で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習を30時間以上受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請します。

例2:平成20年度に「予備講習」で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」に関するA講習(12時間以上)を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関するB講習(18時間以上)を受講し、履修認定を受けた後、平成23年1月31日までに、A講習についての「予備講習履修証明書」及びB講習についての「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請します。

例3:平成20年度に「予備講習」で「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関するA講習(6時間)を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」に関するB講習(12時間以上)及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関するC講習(12時間以上)を受講し、各講習の履修認定を受けた後、平成23年1月31日までにA講習についての「予備講習履修証明書」、B講習及びC講習についての「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に申請します。



申請を受けた免許管理者が免許状更新講習受講の免除を認定した場合は、免許状更新講習免除証明書を発行します。



認定を受けた方は、その修了確認期限(平成23年3月31日)までに更新講習修了確認を受けた者とみなされ、当該修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日(平成33年3月31日)が次回の修了確認期限となります。

【B—②】

表1(P. 1)(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

- (1) 教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。
- (2) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - ② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - ③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
 - ④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤ 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
 - ⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
- (3) 下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ② 修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与(※)された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
 - ③ 平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。



下記の通り、各事由ごとに免許管理者が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 上記(1)、(2)に該当する場合には、その事由がなくなった日(上記(2)⑤については教員となった日)から2年2ヶ月以内

例:昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成21年10月1日に在外教育施設に派遣され、平成22年9月30日に帰国した場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日から、平成24年11月30日に延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、海外派遣前に(例えば、平成21年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。

2. 上記(3)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例:昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年5月1日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成28年5月1日に延期することができます。

3. (3)③に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲



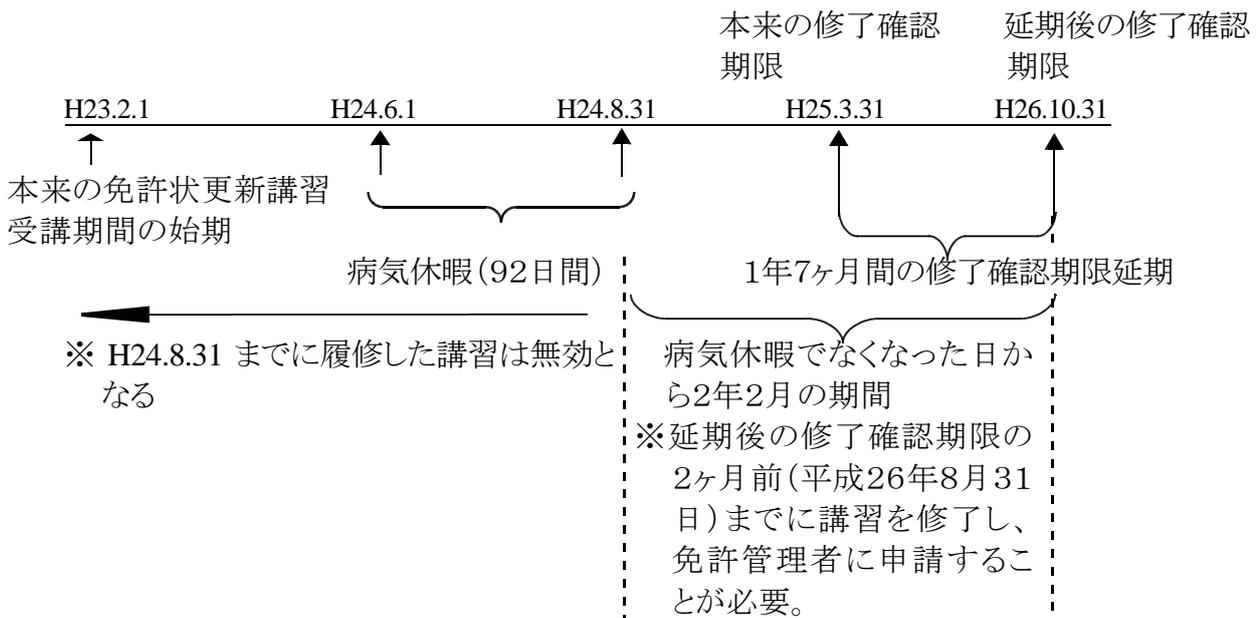
免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【B — ①】(P. 17)を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。

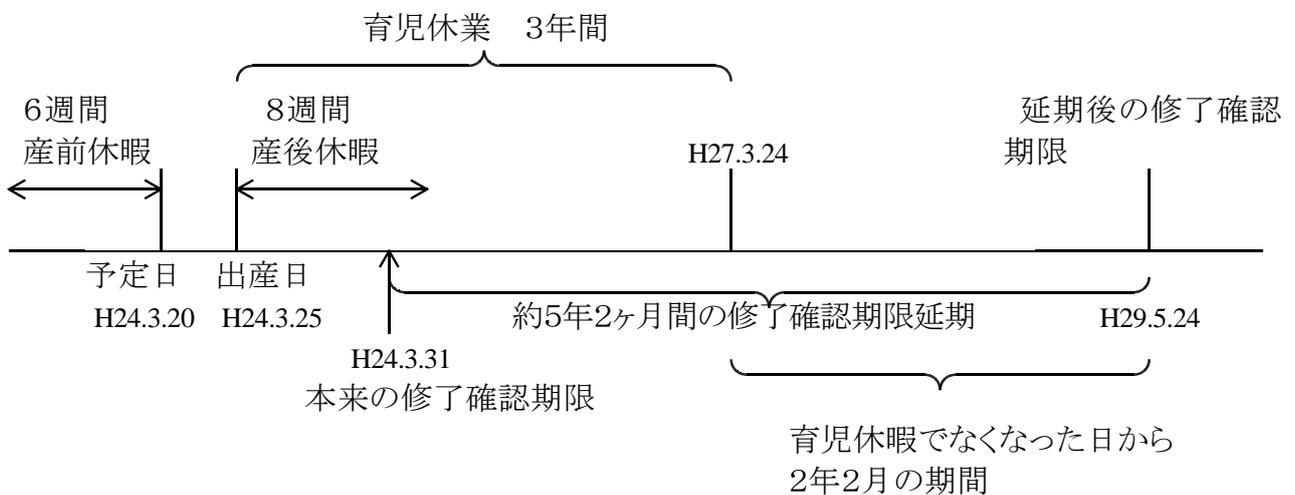
例1: 修了確認期限の延期のイメージ(病気休暇を取得した場合の例)



※病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

※病気休暇により延期できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合で、免許管理者がやむを得ないと認めた場合も含まれます。

例2: 修了確認期限の延期のイメージ(産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)



※分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

【C】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている養護教諭、養護助教諭の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する養護教諭、養護助教諭の方々には以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

☆養護教諭の方(養護教諭免許状のみを持っている方、養護教諭免許状に加えて教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭の普通免許状のいずれかを持っている方)

☆養護助教諭の方(養護助教諭臨時免許状に加えて教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかを持っている方)
は【C — ①】(P. 34)へ

例1:養護教諭で養護教諭普通免許状以外に小学校教諭普通免許状を持っている。

例2:養護助教諭で栄養教諭普通免許状を持っている。

※養護助教諭で養護助教諭臨時免許状以外に教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭の普通免許状を持っていない方は、教員免許更新制の対象となりませんので、以下の手続を経ることは必要ありません。

☆養護教諭、養護助教諭で下記の(1)又は(2)に該当する方は【C — ②】(P. 39)へ

(1)下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合

①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

②地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

③海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。

④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。

⑤養護教諭又は養護助教諭となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。

⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

(2)下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合

①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与(※)された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。

③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

【 C — ① 】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

なお、栄養教諭普通免許状を持っている方は、栄養教諭普通免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2(P. 2)を見て確認ください。

例1:昭和40年5月3日生まれの養護教諭で、昭和63年3月20日に授与された養護教諭普通免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

例2:昭和38年5月3日生まれの養護教諭で、昭和61年3月20日に授与された養護教諭の普通免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成31年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

例3:昭和37年10月3日生まれの養護助教諭で、昭和61年3月20日に授与された教諭の普通免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成30年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。

例:最初の修了確認期限が平成24年3月31日である場合には、平成22年2月1日から平成24年1月31日までの間が受講期間

(注意):最初の修了確認期限が平成23年3月31日である場合には、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間が受講期間

上記の受講期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講し、その課程を修了することが必要です。

なお、下記の①又は②に該当する方は、

- ①各自の免許状更新講習受講期間中に大学等が開設する免許状更新講習の講師となった方(講習で教授した時間は問わない)
- ②免許管理者が定める優秀教員表彰を受けた日が修了確認期限前の10年の期間内である方

【 A 】(P. 12)の校長等と同様に、最初の修了確認期限から2ヶ月前までに自分が勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

例1:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方で平成21年8月に免許状更新講習

の講師となった。

例2:最初の修了確認期限が平成24年3月31日の方で平成20年2月に文部科学大臣優秀教員表彰を受けた。



免許状更新講習は、教職課程を置く大学などが、文部科学大臣の認定を受けて開設することとなっており、文部科学大臣が認定した免許状更新講習は、文部科学省のホームページに一覧を掲載する予定です。

この文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、

- ① 「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
- をあわせて30時間以上受講し、修了することが必要です。

講習の開設形態は、①に関する内容を12時間以上、②に関する内容を18時間以上、あわせて30時間以上教授する講習が開設される場合もあれば、①に関する内容を12時間以上教授する講習、②に関する内容を6時間以上、12時間以上、18時間以上のいずれかの時間数で教授する講習もあります。

免許状更新講習の受講形態は、まず、一つの大学等に通って、その大学等が開設する講習を30時間以上受講、修了することがあります。

これ以外にも、複数の大学等に通って、それらの大学等が開設する各講習を合わせて30時間以上受講、修了することも可能です。この場合、①に関する講習については、一つの大学等が12時間以上のセットで開設しますので、一つの大学等でまとめて受講することとなります。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関する内容を12時間、②に関する内容を18時間教授する講習)を修了

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の健康相談活動の方法に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の学校保健の専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の生徒指導に関する講習(②に関する講習)を履修

なお、②に関する講習の受講に当たっては、養護教諭の職にある方は、「養護教諭」を受講対象者とする免許状更新講習を受講することが必要です(※)。

※教諭の普通免許状又は栄養教諭普通免許状を持っていても「養護教諭」を受講対象者とする講習を受講します。また、この講習に加えて、「教諭」、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することは必要ありません。

養護助教諭の方は、教諭の職にある者ではないことから上記のような制限等はありません。受講する講習の内容は、持っている免許状の種類、職を踏まえて、各自の判断により受講してください。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要な事項を記入するとともに勤務する学校の校長などから、現在、養護教諭又は養護助教諭として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。
受講前に免許状更新講習を開設する大学等による講習内容等に関する受講者の意向の把握のための調査があります。
受講後に免許状更新講習を開設する大学等による講習の効果等の調査があります。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定(履修認定)のための試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から免許状更新講習の課程の修了証明書(履修証明書)が発行されます。(複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。)

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の課程の修了証明書が発行されます。

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)を受講し、試験に合格した場合は、B大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、C大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了(履修)した場合には、各養護教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して更新講習修了確認の申請をします。

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)の履修証明書

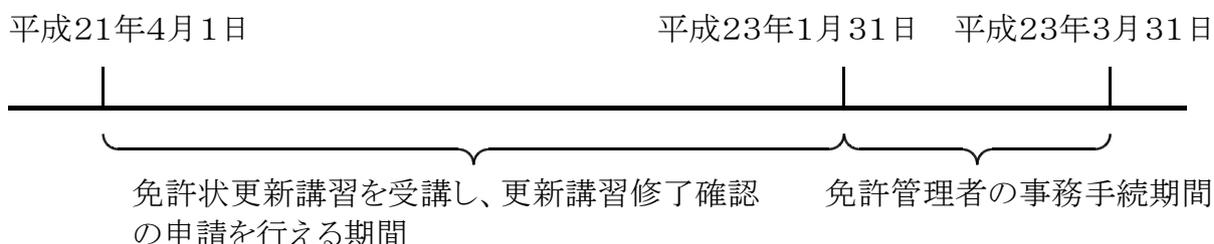
C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

} セットで添えて申請

この申請は、最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内のいつでも行えます。修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うこととしているのは、免許管理者の行う更新講習修了確認の事務手続に一定の時間が必要であるためです。申請の期限を過ぎると、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了していた

としても免許管理者に更新講習修了確認の事務手続きを受け付けてもらえなくなるのでご注意ください。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日である養護教諭の方の場合は、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請します。平成 23年2月1日以降は申請を受け付けてもらえません。



更新講習修了確認の申請を行った免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。

これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、養護教諭普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状又は特別免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、養護教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方は、平成33年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成31年2月1日から平成33年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。この場合、平成21年度中に更新講習修了確認を受けた場合でも、次回の修了確認期限は平成33年3月31日となります。

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されることとなります。このため、例えば、最初の修了確認期限の時点で満55歳の方で、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となり、その時点で満65歳となっていますが、次回の修了確認期限以後も養護教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日で、その時点で満55歳の方が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は満65歳である平成33年3月31日となります。その日以降も養護教諭普通免許状、教諭の普通免許状又は特別免許状によって養護教諭、教諭、講師のいずれかの職として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成31年2月1日から平成33年1月31日まで

の間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受ける必要があります。次々回の修了確認期限は、平成43年3月31日となります。

- ※ 養護教諭の方は、以上の手続きを踏まないと、養護教諭普通免許状(教諭の普通免許状や特別免許状、栄養教諭普通免許状を持っている方はそれらの免許状も)が修了確認期限の日をもって失効し、養護教諭の職を失うこととなり、免許状を免許管理者に返納することが必要となります。
- ※ 教諭の普通免許状や特別免許状、栄養教諭普通免許状を持っている養護助教諭の方は、以上の手続きを踏まないと、それらの免許状は失効し、免許状を免許管理者に返納することが必要となりますが、養護助教諭臨時免許状は失効しないため、任命権者の判断により引き続き養護助教諭の職にあることができます。
例: 養護助教諭臨時免許状を授与されて小学校で養護助教諭として勤務している方で、その方が中学校教諭普通免許状を持っている場合は、修了確認期限の日をもって中学校教諭普通免許状は失効しますが、養護助教諭臨時免許状は修了確認期限の日以後も有効であり(当該臨時免許状を授与された際の有効期間まで有効)、小学校で養護助教諭として勤務することは可能です。
- ※ 教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭の普通免許状を持っていない養護助教諭の方は、以上の手続きを踏む必要はありません。
- ※ 予備講習については、【B-①】のP. 24～P. 27を参照してください。

【 C — ② 】

表1(P. 1) (栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

- (1) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - ②地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - ③海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
 - ④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
 - ⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
- (2) 下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
 - ③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。



下記の通り、各事由ごとに免許管理者が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 上記(1)に該当する場合には、その事由がなくなった日(上記(1)⑤については教員となった日)から2年2ヶ月以内
2. 上記(2)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授

与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例:昭和40年5月3日を生年月日とする養護教諭で、養護教諭二種普通免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、養護教諭一種普通免許状を授与された年月日が平成20年3月20日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成30年3月20日に延期することができます。

3. (2)③に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲



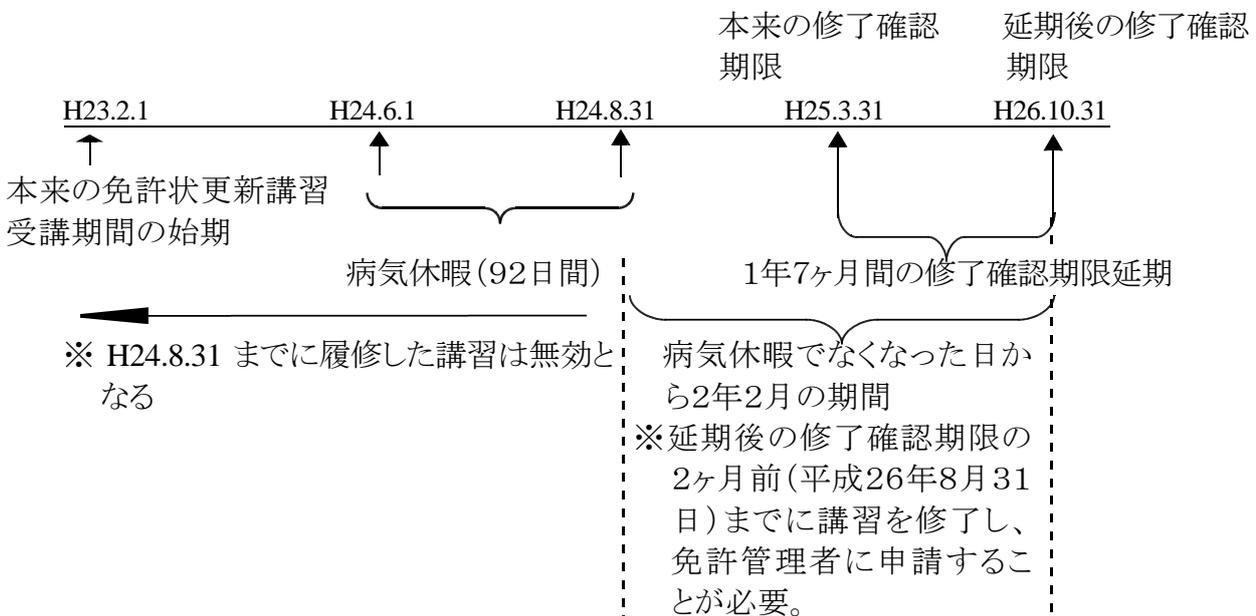
免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【C — ①】(P. 34)を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご注意の上で延期を申請してください。

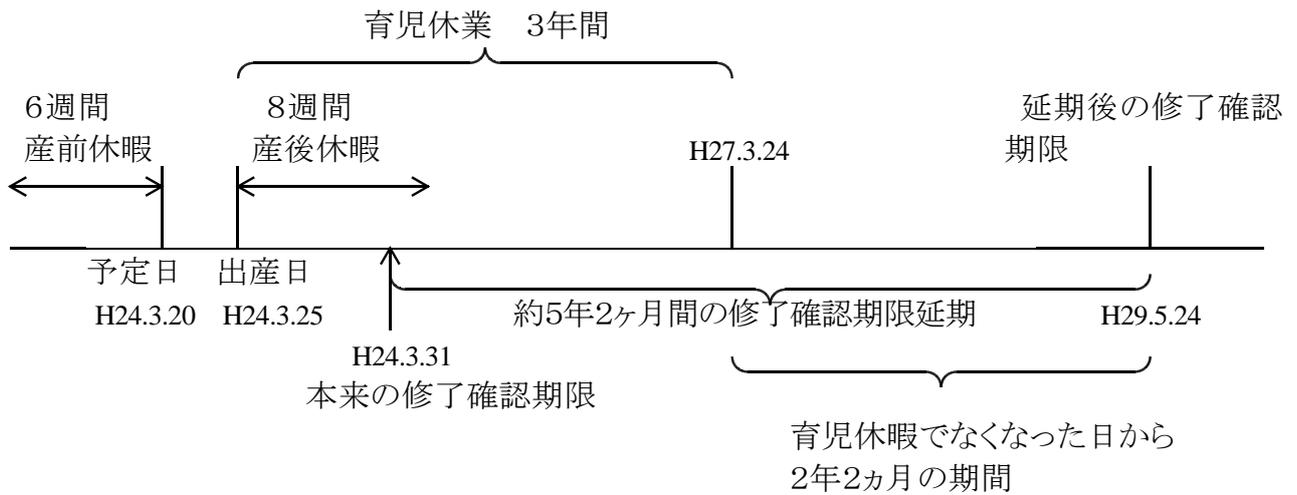
例1:修了確認期限の延期のイメージ(病気休暇を取得した場合の例)



※病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

※病気休暇により延期できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合で、免許管理者がやむを得ないと認めた場合も含まれます。

例2: 修了確認期限の延期のイメージ(産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)



※分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

【D】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている 栄養教諭、学校栄養職員の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている
国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援
学校に勤務する栄養教諭、学校栄養職員の方々には以下に沿ってご確認ください。

☆栄養教諭で栄養教諭普通免許状のみを持っている方

☆栄養教諭で栄養教諭普通免許状に加えて教諭の普通免許状又は特別免許
状、養護教諭普通免許状のいずれかを持っている方

は【D — ①】(P. 44)へ

(例: 栄養教諭普通免許状以外に小学校教諭普通免許状を持っている)

学校栄養職員の方々には、それぞれに修了確認期限が設定されますが、免許
状更新講習を受講し、修了することの義務は課されていません。ただし、本人の
自発的な考えにより修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、修了するこ
とにより、免許管理者から更新講習修了確認を受けることが可能です。この手続
きを行うことを希望する場合は下記の【D — ②】(P. 48)又は【D
— ③】(P. 52)に沿って手続き等を行ってください。

☆学校栄養職員で、栄養教諭普通免許状を持っている又は栄養教諭普通免許
状に加えて教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状のい
ずれかを持っている方は【D — ②】(P. 48)へ

☆学校栄養職員で栄養教諭普通免許状は持っていない、教諭の普通免許状又
は特別免許状、養護教諭普通免許状のいずれかを持っている方は【D
— ③】(P. 52)へ

※学校栄養職員でいずれの教員免許状も持っていない方は、教員免許更新制の対象とな
りませんので、以下の手続きを経る必要はありません。

☆栄養教諭で下記の(1)又は(2)に該当する方は【D — ④】(P. 53)
へ

(1) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに
免許状更新講習の課程の修了が困難である場合

① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き
90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在
する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるもの
を含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中
であること。

② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等
において教育に従事していること。

- ④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤栄養教諭となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
 - ⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
- (2) 下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
- ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

【 D — ① 】

表2(P. 2)を見て、栄養教諭普通免許状を授与された日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成28年3月31日となります。

※表2により、平成17年3月に栄養教諭普通免許状を授与された方についても最初の修了確認期限は平成28年3月31日となります。



最初の修了確認期限より2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間が、免許状更新講習を受講することができる期間です。

例:最初の修了確認期限が平成28年3月31日である場合は、平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間を受講期間です。

上記の受講期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講し、その課程を修了することが必要です。

なお、下記の①又は②に該当する方は、

- ①各自の免許状更新講習受講期間中に大学等が開設する免許状更新講習の講師となった方(講習で教授した時間は問わない。)
- ②免許管理者が定める優秀教員表彰を修了確認期限前の10年の期間内に受けた方

【 A 】(P. 12)の校長等と同様に、最初の修了確認期限から2ヶ月前までに自分が勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

例1:最初の修了確認期限が平成28年3月31日の方で平成27年8月に免許状更新講習の講師となった。

例2:最初の修了確認期限が平成29年3月31日の方で平成25年2月に文部科学大臣優秀教員表彰を受けた。



免許状更新講習は、教職課程を置く大学などが、文部科学大臣の認定を受けて開設することとなっており、文部科学大臣が認定した免許状更新講習は、文部科学省のホームページに一覧を掲載する予定です。

この文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、

- ① 「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
- をあわせて30時間以上受講し、修了することが必要です。

講習の開設形態は、①に関する内容を12時間以上、②に関する内容を18時間以上、あわせて30時間以上教授する講習が開設される場合もあれば、①に関する内容を12時間以上教授する講習、②に関する内容を6時間以上、12時間以上、18時間以上のいずれかの時間数で教授する講習もあります。

免許状更新講習の受講形態は、まず、一つの大学等に通って、その大学等が開設する講習を30時間以上受講、修了することがあります。

これ以外にも、複数の大学等に通って、それらの大学等が開設する各講習を合わせて30時間以上受講、修了することも可能です。この場合、①に関する講習については、一つの大学等が12時間以上のセットで開設しますので、一つの大学等でまとめて受講することとなります。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関する内容を12時間、②に関する内容を18時間教授する講習)を修了

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の食に関する指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の衛生管理の専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の生徒指導に関する講習(②に関する講習)を履修

なお、②に関する講習の受講に当たっては、栄養教諭の職にある方は「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要です(※)。

※教諭の普通免許状又は養護教諭普通免許状を持っていても「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講します。また、この講習に加えて、「教諭」、「養護教諭」を受講対象者とする講習を受講することは必要ありません。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに勤務する学校の校長(共同調理場の長)などから、現在、栄養教諭として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。
受講前に免許状更新講習を開設する大学等による講習内容等に関する受講者の意向の把握のための調査があります。

受講後に免許状更新講習を開設する大学等による講習の効果等の調査があります。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定(履修認定)のための試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から免許状更新講習の課程の修了証明書(履修証明書)が発行されます。(複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。)

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の課程の修了証明書が発行されます。

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)を受講し、試験に合格した場合は、B大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、C大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了(履修)した場合には、各栄養教諭が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して更新講習修了確認の申請をします。

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)の履修証明書

C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)の履修証明書

} セットで添えて申請

この申請は、最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内のいつでも行えます。修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うこととしているのは、免許管理者の行う更新講習修了確認の事務手続に一定の時間が必要であるためです。申請の期限を過ぎると、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了していたとしても免許管理者に更新講習修了確認の事務手続を受け付けてもらえなくなるのでご注意ください。

例:最初の修了確認期限が平成28年3月31日である栄養教諭の方の場合は、平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間に免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請します。平成28年2月1日以降は申請を受け付けてもらえません。

平成26年2月1日

平成28年1月31日

平成28年3月31日



免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行える期間

免許管理者の事務手続期間



更新講習修了確認の申請を行った免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、更新講習修了確認証明書が発行されます。

これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、栄養教諭普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状又は特別免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、栄養教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:最初の修了確認期限が平成28年3月31日の方は、平成38年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。この場合、平成26年度中に更新講習修了確認を受けた場合でも、次回の修了確認期限は平成38年3月31日となります。

栄養教諭の方の最初の修了確認期限は、栄養教諭普通免許状を授与された年月日によって設定されますので、教諭や養護教諭とは異なり、56歳以上の方にも最初の修了確認期限が設定されることとなります。

例:平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与され、平成19年4月1日に栄養教諭として任命、雇用され、平成28年3月31日の時点で満56歳の方も、最初の修了確認期限は平成28年3月31日となります。

最初の修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となり、その時点で満60歳以上となっているとしても、次回の修了確認期限以後も栄養教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例:最初の修了確認期限が平成28年3月31日で、その時点で満56歳の方が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は平成38年3月31日となります。その日以降も普通免許状又は特別免許状によって栄養教諭等として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要です。次々回の修了確認期限は、平成48年3月31日となります。

※ 栄養教諭の方は、以上の手続きを踏まないと、栄養教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状を持っている方はそれらの免許状も)が修了確認期限の日をもって失効し、栄養教諭の職を失うこととなり、免許状を免許管理者に返納することが必要となります。

【D — ②】

栄養教諭普通免許状を持っていても、学校栄養職員の職にある方は、免許状更新講習を受講し、修了することの義務は課されていないため、最初の修了確認期限を過ぎても、栄養教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状を持っている場合はそれらの免許状も)は失効しません。

ただし、学校栄養職員の職にある方は、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講することが可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)から更新講習修了確認を受けた場合は、最初の修了確認期限から10年間の内に栄養教諭に任命、雇用されることとなったときに、あらかじめ免許状更新講習を受講することは必要ありません。

例: 栄養教諭普通免許状を平成18年3月20日に授与された学校栄養職員は、平成28年3月31日が最初の修了確認期限となります。それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合には、平成38年3月31日までの間に栄養教諭として任命、雇用されることとなった場合に、その前に免許状更新講習を受講し、その課程を修了する必要はありません。

修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了する場合の諸手続は、別添の表2を見て、栄養教諭普通免許状の授与された年月日から最初の修了確認期限を確認いただき、【D — ①】(P. 44)に沿って行ってください。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に栄養教諭に任命、雇用されることとなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認(以下「確認」といいます。)を受けることが必要となります。この場合の諸手続は、下記に沿って行ってください。

例: 栄養教諭普通免許状を平成18年3月20日に授与された学校栄養職員は、平成28年3月31日が最初の修了確認期限となりますが、それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けていない場合で、平成30年4月1日に栄養教諭として任命されることとなったときには、平成30年3月31日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者に申請して、「確認」を受けることが必要となります。



表2(P. 2)を見て、栄養教諭普通免許状の授与された年月日から最初の修了確認期限を確認ください。



修了確認期限を過ぎた後、栄養教諭として任命、雇用されることとなったときに「確認」を受けることが必要です。



免許状更新講習は、教職課程を置く大学などが、文部科学大臣の認定を受けて開設することとなっており、文部科学大臣が認定した免許状更新講習は、文部科学省のホームページに一覧を掲載する予定です。

この文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、

- ① 「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
- をあわせて30時間以上受講し、修了することが必要です。

講習の開設形態としては、①に関する内容を12時間以上、②に関する内容を18時間以上、あわせて30時間以上教授する講習が開設される場合もあれば、①に関する内容を12時間以上教授する講習、②に関する内容を6時間以上、12時間以上、18時間以上のいずれかの時間数で教授する講習もあります。

免許状更新講習の受講形態は、まず、一つの大学等に通って、その大学等が開設する講習を30時間以上受講、修了することがあります。

これ以外にも、複数の大学等に通って、それらの大学等が開設する各講習を合わせて30時間以上受講、修了することも可能です。この場合、①に関する講習については、一つの大学等が12時間以上のセットで開設しますので、一つの大学等でまとめて受講することとなります。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関する内容を12時間、②に関する内容を18時間教授する講習)を修了

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の食に関する指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の衛生管理の専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の生徒指導に関する講習(②に関する講習)を履修

なお、②に関する講習の受講に当たっては、講習の内容は、持っている免許状の種類、任命、雇用されようとする職を踏まえて、各自が判断により受講してください。

例:栄養教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状を持っている学校栄養職員で、栄養教諭に任命される予定である場合には、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要な事項を記入するとともに勤務する学校の校長(共同調理場の長)などから、現在、学校栄養職員として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します
受講前に免許状更新講習を開設する大学等による講習内容等に関する受講者の意向の把握のための調査があります。
受講後に免許状更新講習を開設する大学等による講習の効果等の調査があります。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定(履修認定)のための試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から免許状更新講習の課程の修了証明書(履修証明書)が発行されます。(複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。)

- 例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の課程の修了証明書が発行されます。
- 例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。
- B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)を受講し、試験に合格した場合は、B大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。
- C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、C大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了(履修)した場合には、各学校栄養職員が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して、免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内であることについての「確認」の申請をします。この申請は、免許状更新講習の課程を修了した後、任命、雇用の日までに早急に行うことが望まれます。申請後に免許管理者が「確認」のための手続を行う期間が必要であるため、いつまでに申請を行ったらよいかは免許管理者にご確認ください。

- 例:最初の修了確認期限が平成28年3月31日で、修了確認期限が過ぎた後の平成28年9月に免許状更新講習を受講し、免許状更新講習の課程の修了証明書の日付が平成28年10月1日である方の場合は、平成30年11月30日までの間に免許管理者へ申請を行い、「確認」を受けることにより、持っている栄養教諭普通免許状を用いて栄養教諭の職に就くことが可能となります。
- 平成29年4月1日に栄養教諭として任命、雇用されることとなっている場合には、修了証明書を受け取った後、平成29年3月31日までに申請を行い、「確認」を受けることが必要です。(平成29年3月31日の前のどれくらいの日までに申請を行ったらよいかは、免許管理者にご確認ください。)



「確認」の申請を行った免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。

これにより、持っている栄養教諭普通免許状により栄養教諭の職に就くことができます(他に教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状を持っている場合にはそれらの免許状による教諭等の職に就くことが可能)。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:「確認」を平成28年3月1日に受けた方は、平成38年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。

確認を受けた場合には、次回の修了確認期限の時点で満60歳以上となっているとしても、次回の修了確認期限以後も栄養教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例:確認を平成28年3月1日に受けて、その時点で満56歳の方は、次回の修了確認期限は平成38年3月31日となります。その日以降も普通免許状又は特別免許状によって栄養教諭等として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要です。次々回の修了確認期限は、平成48年3月31日となります。

【D — ③】

教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状を持っていても学校栄養職員の方の場合は、免許状更新講習を受講し、修了することの義務は課されていません。この場合、最初の修了確認期限を過ぎても、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状は失効しません。

ただし、学校栄養職員の方は、最初の修了確認期限までに免許状更新講習を受講することが可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)から更新講習修了確認を受けた場合は、最初の修了確認期限から10年以内に教諭又は養護教諭に任命、雇用されることとなったときに、あらためて免許状更新講習を受講することは必要ありません。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認いただき、【D — ①】(P. 44)を参照にして免許状更新講習の受講、修了、諸手続きを行ってください。

例:生年月日が昭和41年5月3日である教諭の普通免許状を持っている学校栄養職員は、平成24年3月31日が最初の修了確認期限となりますが、それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限となる平成34年3月31日までの間に教諭として任命されることとなったとき、その前に免許状更新講習を受講し、その課程を修了する必要はありません。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭又は養護教諭に任命、雇用されることとなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認(以下「確認」という。)を受けることが必要となります。

例:生年月日が昭和41年5月3日である教諭の普通免許状を持っている学校栄養職員は、平成24年3月31日が最初の修了確認期限となりますが、それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けていない場合には、例えば平成26年4月1日に教諭として任命、雇用されることとなったとき、それまでの間に免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から「確認」を受けることが必要となります。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認いただき、【D — ②】(P. 48)を参照にして免許状更新講習の受講、修了、諸手続きを行ってください。

【D — ④】

表2(P. 2)を見て、最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

(1) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合

① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。

④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。

⑤ 栄養教諭となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。

⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

(2) 下記の①又は②の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合

① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。

② 修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。



下記の通り、各事由ごとに免許管理者が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 上記(1)に該当する場合には、その事由がなくなった日(上記(1)⑤については栄養教諭となった日)から2年2ヶ月以内

2. 上記(2)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例: 栄養教諭で、栄養教諭二種免許状が授与された年月日が平成18年3月20日、栄養教諭一種免許状を授与された年月日が平成23年3月20日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成28年3月31日から平成33年3月20日に延期することができます。)



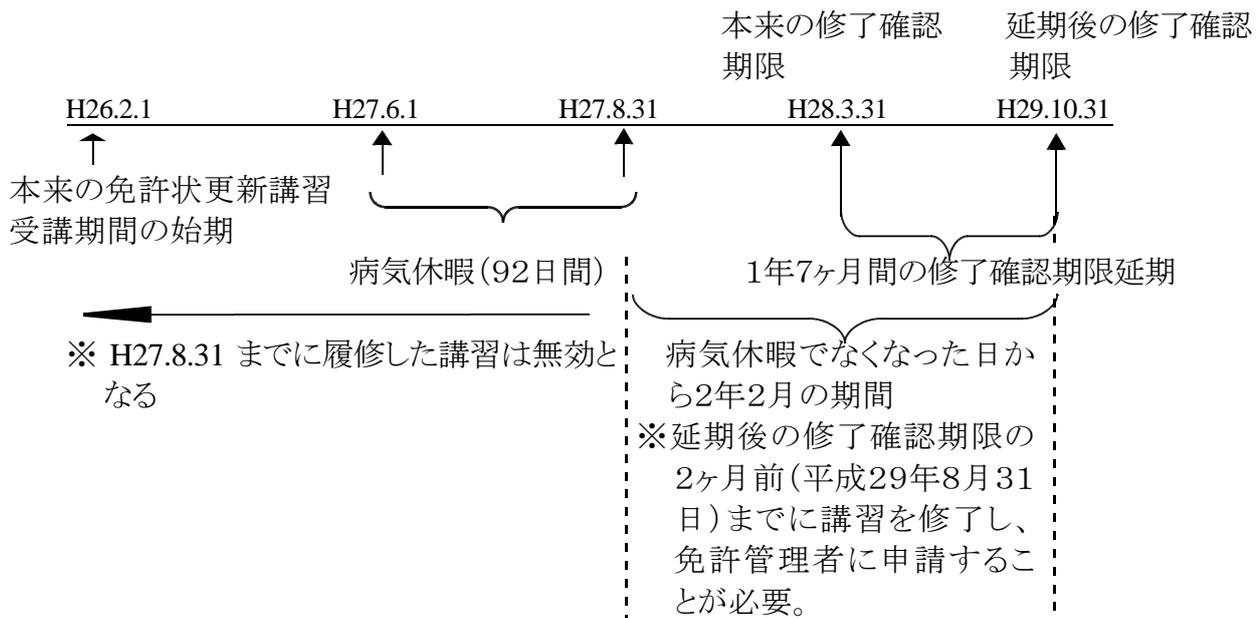
免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【 D — ① 】(P. 44)を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。

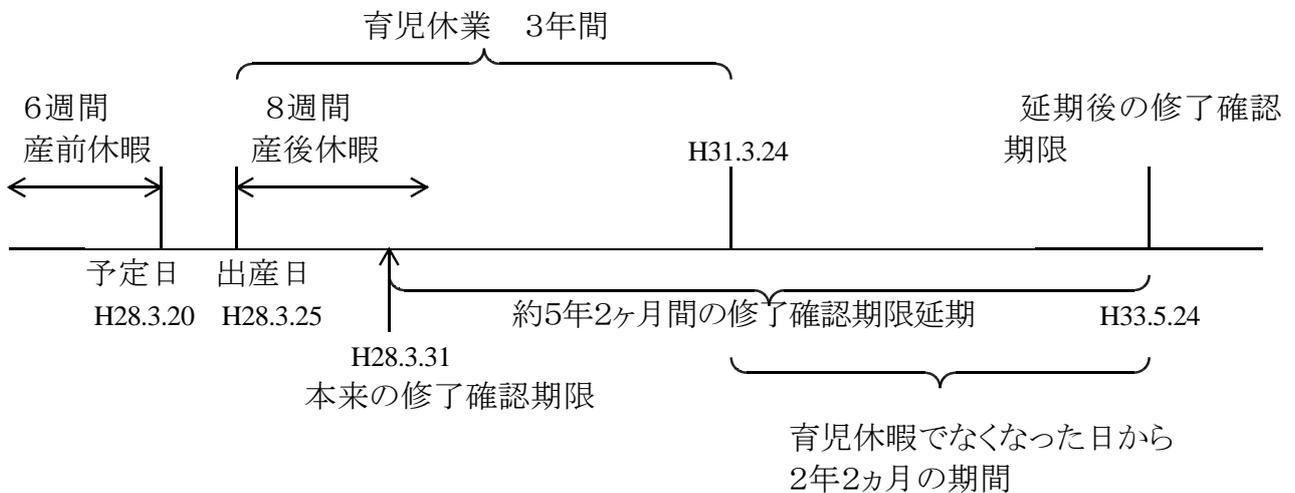
例1: 修了確認期限の延期のイメージ(病気休暇を取得した場合の例)



※病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

※病気休暇により延期できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合で、免許管理者がやむを得ないと認めた場合も含まれます。

例2: 修了確認期限の延期のイメージ(産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)



※分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

【E】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている
実習助手、寄宿舍指導員、養護職員等の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っているが、

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭
- (2) 教諭、助教諭、講師(常勤だけでなく非常勤講師の方も含みます。)
- (3) 養護教諭、養護助教諭
- (4) 栄養教諭、学校栄養職員

のいずれの職でもない方々は以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

現在のあなたの職種、状況は何ですか？

- (1) 実習助手、寄宿舍指導員、養護職員の方は【 E — ① 】(P. 57)へ
- (2) 過去に校長、副校長、教頭又は主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で、新たに教諭等になることを希望する方は【 E — ② 】(P. 61)へ
- (3) 認定こども園に勤務する保育士、幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所等に勤務する保育士の方は【 E — ③ 】(P. 62)へ
- (4) 教諭等に任命、雇用されることが見込まれる方は【 E — ② 】(P. 61)へ
- (5) 教員免許状を持っているが、当面、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭になる意思がない方、見込まれない方は【 E — ④ 】(P. 63)へ

※いずれの教員免許状も持っていない方は、教員免許更新制の対象となりませんので、以下の手続を経ることは必要ありません。

【 E — ① 】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

なお、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状以外に栄養教諭普通免許状を持っている方(栄養教諭普通免許状のみを持っている方も含む。)は、栄養教諭普通免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2を見て、確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方で、昭和63年3月20日に授与された小学校教諭普通免許状以外に平成18年3月20日に栄養教諭普通免許状を授与された方の場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日ではなく、平成28年3月31日となります。

実習助手、寄宿舎指導員、養護職員の方々は、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っていても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、修了することの義務は課されていません。この場合、免許状更新講習を受講し、修了せずに修了確認期限を過ぎても、持っている免許状は失効しません。

ただし、各自の判断により、最初の修了確認期限までに免許状更新講習を受講することは可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)から更新講習修了確認を受けた場合は、最初の修了確認期限から10年間の内に教諭等に任命、雇用されることとなったときに、あらためて免許状更新講習を受講することは必要ありません。

例:昭和40年5月3日生まれの実習助手の方で高等学校教諭一種普通免許状(看護実習)を持っている場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合には、平成33年3月31日までの間に高等学校教諭として任命、雇用されることとなったときに、その前に免許状更新講習を受講し、その課程を修了する必要はありません。

この場合は、【 B — ① 】(P. 17)を参照いただき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認(以下「確認」といいます。)を受けることが必要となります。

なお、最初の修了確認期限までの間は、職等に関係なく免許状を活用して教諭等になることができます。

例:昭和40年5月3日生まれの実習助手の方で高等学校教諭一種普通免許状(看護実習)を持っている場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となりますが、それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けていない場合、平成24年4月1日に高等学校教諭として任命、雇用されること

となったときには、それまでの間に免許状更新講習を受講し、その課程を修了した後に、免許管理者に申請して、確認を受けることが必要となります。

この場合の免許状更新講習の受講、修了、諸手続きは、表1(P. 1)(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認いただき、下記に沿って行ってください。



表1(P. 1)(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認ください。



修了確認期限を過ぎた後、教諭等として任命、雇用されることとなったときまでに「確認」を受けることが必要です。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方で、平成24年4月1日に教諭として採用されることとなった場合には、平成24年3月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して「確認」を受けることが必要です。



免許状更新講習は、教職課程を置く大学などが、文部科学大臣の認定を受けて開設することになっており、文部科学大臣が認定した免許状更新講習は、文部科学省のホームページに一覧を掲載する予定です。

この文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、

- ① 「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)
- をあわせて30時間以上受講し、修了することが必要です。

講習の開設形態としては、①に関する内容を12時間以上、②に関する内容を18時間以上、あわせて30時間以上教授する講習が開設される場合もあれば、①に関する内容を12時間以上教授する講習、②に関する内容を6時間以上、12時間以上、18時間以上のいずれかの時間数で教授する講習もあります。

免許状更新講習の受講形態は、まず、一つの大学等に通って、その大学等が開設する講習を30時間以上受講、修了することがあります。

これ以外にも、複数の大学等に通って、それらの大学等が開設する各講習を合わせて30時間以上受講、修了することも可能です。この場合、①に関する講習については、一つの大学等が12時間以上のセットで開設しますので、一つの大学等でまとめて受講することとなります。

例1:A大学が開設する30時間の講習(①に関する内容を12時間、②に関する内容を18

時間教授する講習)を修了

例2:A大学が開設する12時間の講習(①に関する講習)を履修

B大学が開設する6時間の教科の専門知識に関する講習(②に関する講習)を履修

C大学が開設する6時間の教科の指導法に関する講習(②に関する講習)を履修

D大学が開設する6時間の生徒指導に関する講習(②に関する講習)を履修

なお、②に関する講習の受講に当たっては、講習の内容は、持っている免許状の種類、任命、雇用されようとする職を踏まえて、各自の判断により受講してください。

例:教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状を持っている実習助手で、教諭に任命される予定である場合には、「教諭」を受講対象者とする講習を受講。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに勤務する学校の校長などから、現在、実習助手等として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。
受講前に免許状更新講習を開設する大学等による講習内容等に関する受講者の意向の把握のための調査があります。

受講後に免許状更新講習を開設する大学等による講習の効果等の調査があります。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定(履修認定)のための試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から免許状更新講習の課程の修了証明書(履修証明書)が発行されます。(複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。)

例1: A 大学が開設する30時間の免許状更新講習を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の課程の修了証明書が発行されます。

例2: A 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、A大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

B 大学が開設する免許状更新講習(6時間)を受講し、試験に合格した場合は、B大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。

C 大学が開設する免許状更新講習(12時間)を受講し、試験に合格した場合は、C大学から免許状更新講習の一部の課程の履修証明書が発行されます。



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了(履修)した場合には、各実習助手等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)に対して、免許状更新講習の課程を修

了した日が2年2ヶ月の期間内であることについての「確認」の申請をします。この申請は、免許状更新講習の課程を修了した後、教諭等の任命、雇用の日までに早急に行うことが望まれます。申請後に免許管理者が「確認」のための手続を行う期間が必要であるため、いつまでに申請を行ったらよいかは免許管理者にご確認ください。

例:最初の修了確認期限が平成23年3月31日で、修了確認期限が過ぎた後の平成23年9月に免許状更新講習を受講し、免許状更新講習の課程の修了証明書の日付が平成23年10月1日である方の場合は、平成25年11月30日までの間に免許管理者へ申請を行い、「確認」を受けることにより、持っている教諭の普通免許状等を用いて教諭等の職に就くことが可能となります。

平成24年4月1日に教諭等として任命、雇用されることとなっている場合には、修了証明書を受け取った後、平成24年3月31日までに申請を行い、「確認」を受けることが必要です。(平成24年3月31日の前のどれくらいの日までに申請を行ったらよいかは、免許管理者にご確認ください。)



「確認」の申請を行った免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。

これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等としての職に就くことができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

例:確認を平成28年3月1日に受けた方は、平成38年3月31日が次回の修了確認期限となり、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要となります。

「確認」を受けた場合には、次回の修了確認期限の時点で満60歳以上となっているとしても、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受けることが必要です。

例:平成28年3月1日に確認を受けて、その時点で満56歳の方は、次回の修了確認期限は平成38年3月31日となります。その日以降も普通免許状又は特別免許状によって教諭等として勤務する(非常勤講師としての勤務も含む。)ためには、平成36年2月1日から平成38年1月31日までの間に免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることが必要です。次々回の修了確認期限は、平成48年3月31日となります。

【 E — ② 】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの教諭の方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

なお、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状に加えて栄養教諭の免許状を持っている方(栄養教諭免許状のみを持っている方を含む。)は、栄養教諭免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2(P. 2)を見て確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方で、平成18年3月20日に栄養教諭の免許状を授与された方の場合、教諭の普通免許状又は特別免許状を持っていても、最初の修了確認期限は平成28年3月31日となります。

過去に校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭等になることを希望する方、新たに教諭等に任命、雇用されることが見込まれる方は、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っている場合でも、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能とされているので、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは可能です。この場合は、【 B — ① 】(P. 17)を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

この場合、大学等に免許状更新講習の受講を申し込む際には、免許状更新講習受講申込書とともに、過去に教諭等として勤めていた方は勤務していた都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人等から受講対象者であることの証明、新たに教諭等になろうとする方は、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人等の任用・雇用する者から受講対象者であることの証明を行ってもらい、それを添付して大学等に受講を申し込みます。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。

なお、最初の修了確認期限までの間は、職等に関係なく免許状を活用して教諭等になることができます。

この場合の免許状更新講習の受講、修了、諸手続きは、表1(P. 1)(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認いただき、【 E — ① 】(P. 57)に沿って行ってください。

免許管理者:学校、教育委員会等に勤務されていない方の場合、各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会となります。

【 E — ③ 】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方の場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

なお、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状に加えて栄養教諭普通免許状を持っている方(栄養教諭普通免許状のみを持っている方を含む。)は、栄養教諭免許状を授与された日に応じた修了確認期限となりますので、表2(P. 2)を見て、確認ください。

例:昭和40年5月3日生まれの方で、平成18年3月20日に栄養教諭の免許状を授与された方の場合、教諭の普通免許状又は特別免許状を持っていても、最初の修了確認期限は平成28年3月31日となります。

認定こども園に勤務する保育士、幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所等に勤務する保育士の方は、幼稚園教諭免許状など教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っている場合でも、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能とされているので、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することは可能です。

この場合は、【 B — ① 】(P. 17)を参照にして免許状更新講習の受講、修了、諸手続きを行ってください。免許状更新講習の受講申し込みの際には、免許状更新講習受講申込書に必要事項を記入するとともに、勤務する認定こども園の園長、保育所等を設置する法人等の長などから、幼稚園等の教諭等の職として勤務する見込みである旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。

なお、最初の修了確認期限までの間は、職等に関係なく免許状を活用して教諭等になることができます。

この場合の免許状更新講習の受講、修了、諸手続きは、表1(P. 1)(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2))を見て、最初の修了確認期限を確認いただき、【 E — ① 】(P. 57)に沿って行ってください。

例:昭和40年5月3日生まれの保育士で幼稚園教諭第一種普通免許状を持っている場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となりますが、それまでに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けていない場合、平成24年4月1日に幼稚園教諭として任命、雇用されることとなったときには、それまでの間に免許状更新講習を受講し、その課程を修了した後に、免許管理者に申請して、確認を受けることが必要となります。

免許管理者:学校、教育委員会等に勤務されていない方の場合、各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会となります。

【 E — ④ 】

教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を持っているものの、当面、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭になる意思のない方、見込まれない方は、最初の修了確認期限は設定されますが、当該修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに最初の修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。また、免許状更新講習を受講することもできません。